

## 1. 補助金の基本的な考え方

---

### ● 補助金を申請できる団体

所沢市長生クラブ連合会に加入し、補助金申請年度において6ヶ月以上の活動が見込まれるクラブ。

### ● 補助金の対象となる会員

所沢市に住所を有する60歳以上の会員。

### ● 補助金の対象となる活動

2ページ～4ページ参照

### ● 補助金の申請方法

「交付申請マニュアル」参照。

なお、補助金の交付を受けたクラブは、その年度が終了した後、期日までに必ず実績報告が必要です。（「実績報告マニュアル」参照。）

### ● 補助金の返還

補助金の対象となる活動の経費が、交付金額を下回った場合は、実績報告に伴い補助金の返還が必要です。

返還が生じたクラブには、5月上旬頃に納付書を送付しますので、納付期限までに必ず納付してください。

### ● その他の手続き

- ・ 会長を交代したとき → 「長生クラブ会長変更届」
- ・ クラブを解散するとき → 「長生クラブ解散届」
- ・ クラブの名称を変更するとき → 「長生クラブ名称変更届」

上記届を市にご提出ください。

（様式は市ホームページまたは高齢者支援課の窓口にあります。）

## 2. 補助金の対象となる活動

以下の『3つの活動』にかかる経費で、市が認めたもの。

※『3つの活動』にかかる経費でも対象外のものがあります。(5ページ参照)

① 社会奉仕	② 教養講座	③ 健康増進
--------	--------	--------

### ① 社会奉仕（ボランティア活動等）

対象活動	活動の具体例
I 町の美化運動	(1) 道路・公園・河川、バス停等の清掃 (2) ゴミ・空き缶拾い (3) 公園等の花壇・樹木の世話 (4) 町の緑化運動・花いっぱい運動 (5) 子供の遊び場の危険物除去 (6) 駅前の自転車の整理整頓
II 事故防止運動	(7) 交通安全運動 (8) 火災予防運動
III 生活改善活動	(9) リサイクル活動 (10) あいさつ等普及運動
IV ボランティア活動	(11) 寝たきり高齢者友愛訪問・一声訪問 (12) 一人暮らし高齢者交流運動 (13) 各種募金運動 (14) 使用済み切手収集運動 (15) 老人ホーム等への手作り雑巾等寄贈 (16) 老人ホーム等への奉仕活動 (17) 創作作品のチャリティバザー
V 技術・技能 伝承活動	(18) 作物栽培の伝承 (19) 地域のお祭りの手伝いや伝承 (20) 郷土料理の伝承 (21) 昔からの遊び (わらべ唄・あやとり・剣玉凧上げ等) や 手作り玩具(竹馬・竹とんぼ・お手玉等)の伝承 (22) 民話の伝承 (23) 児童に紙芝居等で地域の歴史・文化等を伝承 (24) 書道・華道・盆栽・織物・和裁・民謡・踊り・ 詩吟等を地域の人々に講習する

## ② 教養講座（生涯学習等）

※ 長生クラブの事務にかかる事務費は「教養講座」に含みます。

対象活動	活動の具体例
I 知識・教養の向上に関するもの ＊哲学・歴史・文学 ＊風俗・習慣 ＊自然科学 ＊美術・工芸 ＊音楽 ＊創作・趣味活動	(1) 郷土の歴史や文化財保護の学習 (2) 書道・華道・茶道・料理教室 (3) 各種工芸・陶芸・手芸教室 (4) 民踊・民謡・カラオケ教室 (5) 文芸（俳句・短歌等）教室 (6) 朗読の勉強会 (7) 古典芸能の鑑賞 (8) 趣味の園芸や作物の栽培 (9) 各種楽器の演奏を学ぶ (10) 各種会報等の作成 (11) 健康マージャンを学ぶ
II 健康に関するもの ＊医療・保健衛生	(12) 食と健康管理 (13) 成人病の予防・介護予防の方法 (14) 温泉の効能、効果の知識
III 人間関係に関するもの ＊家庭の人間関係 ＊家庭教育 ＊若い世代の理解	(15) 高齢者と若い世代の交流 (16) 家族とのコミュニケーションについて考える (17) 自治会役員、PTA、婦人会との話し合い (18) 上手な話し方、聞き方を学ぶ
IV 地域社会に関するもの ＊奉仕活動 ＊災害予防 ＊地域開発	(19) 交通安全講習会 (20) 防火・防災訓練 (消火器の取り扱いや避難場所の確認) (21) 社会奉仕活動を実施するのに必要な学習 (22) <u>長生クラブの運営（事務費を含む）</u>
V 現代社会に関するもの ＊政治・経済 ＊法律 ＊国際機関 ＊外国との交流	(23) 相続のしくみについて学ぶ (24) 年金のしくみについて学ぶ (25) 介護保険制度について学ぶ (26) 日本経済の動向を研究する (27) 憲法について学ぶ (28) 世界情勢について学ぶ

### ③ 健康増進（体操、スポーツ等）

対象活動	活動の具体例
I 体操	(1)ラジオ体操の実施 (2)健康体操の実施 (3)肩こり追放体操の実施
II スポーツ	(4)歩け歩け運動の実施 (5)ゲートボールの実施 (6)輪投げの実施 (7)インディアカの実施 (8)バスケットピンポンの実施 (9)グランドゴルフの実施 (10)バレーボールの実施 (11)バスケットボールの実施 (12)テニスの実施 (13)バトミントンの実施 (14)卓球の実施 (15)剣道・合気道の実施 (16)ペタンクの実施

※ 『3つの活動』の区分は、国及び県の基準によるものです。

具体例に掲載がない活動で、補助の対象かどうか確認したい場合は、  
高齢者支援課までお問合せください。

### 3. 補助金の対象外経費

- 『3つの活動』以外の活動にかかる経費
- 領収書等に不備があり、市が審査できない経費
- 『3つの活動』にかかる経費であっても、以下にあてはまる支出
  - ・ 飲食、交際、慶弔に関わる支出
  - ・ 個人や他団体に渡す現金、物品
  - ・ 会員同士の親睦や娯楽目的の要素が強い活動であると市が判断した支出
- その他、補助金の対象外であると市が判断した経費

(具体例)

区分	支出例	理由/補足
寄付金・協賛金 そのもの	赤い羽根共同募金への募金	他団体への支出にあたるため補助金の対象外です。 詳しくはQ8参照
	別団体の主催事業への協賛金	他団体への支出にあたるため補助金の対象外です。
謝礼	活動参加者への謝礼金	ただし、活動にかかる講師謝礼は補助金の対象にできます。 詳しくはQ11参照
	バス運転手への心づけ	交際に関わる支出、また、個人への支出にあたるため補助金の対象外です。
慶弔費・交際費	祝金・見舞金・香典	交際・慶弔に関わる支出、また、個人への支出にあたる補助金の対象外です。
	市主催「新春のつどい」の参加費	飲食（アルコール含む）を伴う歓談の場であるため、補助金の対象外です。

事業費	誕生会・親睦会	娯楽目的が強いため補助金の対象外です。 詳しくはQ 1 2 参照
	親睦旅行の経費	娯楽目的が強いため補助金の対象外です。 詳しくはQ 1 4 参照
	研修旅行の入館料、宿泊代	県の基準により補助金の対象外です。 詳しくはQ 1 4 参照
	イベントの景品、賞品	娯楽目的が強いため、また、個人への支出にあたるため補助金の対象外です。
	お土産	交際に関わる支出、また、個人への支出にあたるため補助金の対象外です。
	活動外で使用するために配布した物品 (各家庭で使うためのゴミ袋を、クラブで一括購入し配布する等)	活動外の支出、また、個人への支出にあたるため補助金の対象外です。
消耗品	備蓄品	当該年度の活動に対する支出ではないため補助金の対象外です。
	お酒・弁当 嗜好品（おやつ、ジュース等）	ただし、活動中の水分補給に要するもの（水、お茶、スポーツドリンク）は補助金の対象です。 詳しくはQ 2 0 参照
保険料	クラブ事務所の火災保険 個人単位の損害保険	県の基準により補助金の対象外です。 ただし、県の基準により認められている保険は補助金の対象です。 詳しくはQ 2 4 参照
分担金	市長生クラブ連合会・ 地区長生クラブ連合会への 分担金	国・県の基準により補助金の対象外です。 詳しくはQ 2 7 参照

## 4. Q&A

---

### 【 申請全般について 】

Q1. 領収書（レシート）がない場合でも、申請できますか？

A1.  できません。

「いつ（日付）」「誰が（クラブ名）」「何を（品名）」「いくらで（金額）」購入したのか証明するために領収書が必要です。必ず添付してください。なお、交通費等領収書（レシート）が貰えない場合に限り、上記内容と会長名を記載した出金伝票でも構いません。

（詳しくはQ.15 及び「実績報告」マニュアル参照）

Q2. 領収書（レシート）を重ねてコピーしてしまいました。  
金額が写っていれば申請できますか？

A2.  できません。

「日付」「宛名（クラブ名）」「金額」「品名」が分かるようにコピーしてください。レシートの場合に限り、宛名は不要です。

（詳しくは「実績報告」マニュアル参照）

Q3. インターネットで購入した物品の購入費は、申請できますか？

A3.  できます。

領収書または配送明細書（支払い明細書）を印刷し、添付してください。宛名が個人名の場合は、個人がクラブのために購入したものであることが分かるよう余白に書き添えた上、会長がサインし押印してください。

（詳しくは「実績報告」マニュアル参照）

Q 4. 年度の途中で会員が新規加入しました。補助金の追加申請はできますか？

A 4.  できません。

補助金額は、4月1日時点の会員数によって年度上限額を決定します。年度の途中で会員が増えても、年度上限額の変更はできないため、補助金の追加申請もできません。

なお同様に、年度の途中で会員が減っても年度上限額は変更しないため、補助金の減額申請も不要です。

(詳しくは「交付申請」マニュアル参照)

Q 5. 年度の途中で予算が足りなくなりました。補助金の追加申請はできますか？

A 5.  できません。

補助金額は、4月1日時点の会員数による年度上限額の範囲内で、クラブの予算書及び申請書に応じて交付します。年度の途中で追加申請することはできません。

(詳しくは「交付申請」マニュアル参照)


Q 6. クラブ内のサークル活動への助成金は、補助金の対象になりますか？

A 6.  なります。

サークルが、その助成金を『3つの活動』に該当する活動に使用すれば、使用した額が補助金の対象になります。費用の内訳がわかる報告書や、サークルが購入した物品等の領収書(レシート)を添付してください。補助対象かどうかの審査は、単位長生クラブ補助金のルールに準じます。

(詳しくは「実績報告」マニュアル参照)

Q 7. 『3つの活動』に該当する活動のための備品であれば、高額な備品でも補助金の対象になりますか？


A 7.  購入前に、高齢者支援課までご相談ください。

使用目的や設置場所等をお伺いし、補助金の対象かどうか判断します。事前に相談がなかった場合や、使用目的が『3つの活動』に該当しない場合、個人の所有物とみなされる場合等は、補助金の対象外と判断する可能性があります。

なお、備品費のみで補助金全額を使い切ることはご遠慮ください。

【 募金・寄付金について 】

Q 8. 赤い羽根共同募金にクラブから募金しました。補助金の対象になりますか？


A 8.  募金そのものは対象外。ただし募金活動の経費は対象です。

当補助金の目的は、長生クラブの活動に必要な経費を補助することです。よって、補助金をそのまま募金することはできません。

ただし、募金活動をするための費用（募金箱やタスキの購入、活動場所への交通費等）は、「社会奉仕(13)」に該当する活動の経費のため、補助金の対象になります。

【 謝礼・交際費について 】


Q 9. 公園清掃活動に参加した人への謝礼金は、補助金の対象になりますか？

A 9.  なりません。


個人への支出は、現金・物品問わず補助金の対象外です。

よって、謝礼金だけでなく、参加のお礼目的で物品を配った（例：活動終了時にペットボトル飲料を配った）場合も、補助金の対象外です。

Q10. 地域の子どもたちを招待してクリスマス会を行いプレゼントを配りました。  
このプレゼント購入費は補助金の対象になりますか？


A10.  なりません。ただし、手作りの場合の材料費は対象になります。  
個人への支出は、現金・物品問わず補助金の対象外です。  
ただし、この場合のクリスマス会は「教養講座（15）」に該当する活動なので、会自体の経費のほかプレゼントにかかる一部の経費（プレゼントを手作りした場合の材料費、その材料を買いに行くための交通費等）であれば、補助金の対象です。

Q11. 講座を開催し、講師に金券と交通費を渡しました。補助金の対象になりますか？


A11.  なります。  
『3つの活動』に該当する講座の講師謝礼は、補助金の対象です。  
謝礼の支払いを証明するため、領収書を作成し、講師から受領印を貰ってください。また、出納帳等に、講座内容が分かるよう記載してください。

#### 【 事業費について 】

Q12. 会員の誕生会を開催しました。補助金の対象になりますか？

A12.  なりません。  
誕生会に限らず、会員同士の親睦や娯楽を目的とした事業のみにかかる経費は、『3つの活動』に該当しないため、補助金の対象外です。  
自主財源（会費等、補助金以外の財源）から支出してください。

Q13. 公園の花壇の苗や肥料の購入費は、補助金の対象になりますか？

A13.  長生クラブが管理する花壇であれば対象になります。  
町の緑化運動等の一環として、クラブが管理する花壇の整備をする活動は、「社会奉仕（3）」または「(4)」に該当するため、補助金の対象です。

#### Q14. 日帰り旅行を実施しました。補助金の対象になりますか？

A14.  旅行の目的や旅行先等によって判断します。

親睦目的や、娯楽要素が強い旅行（例：いちご狩り、歌謡ショー観覧）は、補助金の対象外です。また、宿泊を伴う旅行も対象外です。

『3つの活動』に該当する目的・旅行先等（例：他自治体の老人クラブ活動の視察、工場や史跡の見学）の場合は、交通費、高速道路代、駐車代等が補助金の対象です。ただし、入館料、食事代等の個人にかかる支出は、県の基準により対象外です。

また、補助金の対象となる旅行で、所沢市高齢者交流・研修支援事業補助金の交付を受けた場合は、交付額を差し引いた額が補助金の対象です。

#### Q15. 活動にかかる交通費は、補助金の対象になりますか？

A15.  なります。

『3つの活動』に該当する活動であれば、交通費は補助金の対象です。利用した交通機関が発行する領収書を添付してください。領収書がない場合は、乗車区間の運賃と人数、会長名を記載した出金伝票を作成してください。

#### Q16. 『3つの活動』に該当する活動で、会員の自家用車を使用しました。会員に渡した概算の車代やガソリン代は、補助金の対象になりますか？

A16.  なります。

概算の場合、その金額は、社会通念上相当の額をクラブの会則等で決めてください。（例：1回〇〇円）

また、会員本人への支払いを証明するために、領収書を作成し、会員から受領印を貰ってください。また、出納帳等に、支出理由が分かるよう記載してください。

Q 1 7. グラウンドゴルフ大会用に、会員共有のゴルフクラブを買いました。  
補助金の対象になりますか？

A 1 7.  なります。

『3つの活動』に該当する活動に使用するもので、長生クラブ内で共有する備品であれば、補助金の対象です。Q 7も確認し、適切に管理してください。

なお、個人の所有物にする場合は補助金の対象外です。

Q 1 8. 年度内の活動に使うため、年度初めにマスクを一括購入して、一人に1箱配布しました。補助金の対象になりますか？

A 1 8.  なりません。

年度初めの段階で一括購入し配布することは、欠席や活動中止のとき、個人への現物給付や備蓄品になってしまうため、補助金の対象外です。補助金の対象とする場合は、活動の都度、必要枚数を購入し、参加者に配布してください。

Q 1 9. 会議資料のコピー代は、補助金の対象になりますか？

A 1 9.  なります。

『3つの活動』に該当する資料のほか、市への提出書類（実績報告等）のコピー代も補助金の対象です。コピー機にレシートの自動発行機能がない場合は、店員や施設の係員等に発行してもらってください。

なお、印刷会社に製本を依頼した場合の代金や、会員所有のプリンターで印刷した場合のインクカートリッジの代金も、補助金の対象です。

Q20. お弁当、菓子、酒（ノンアルコール飲料含む）は、補助金の対象になりますか？

A20.  なりません。

飲食や娯楽に関わる支出は補助金の対象外です。

『3つの活動』に該当する活動の中で、水分補給だと認められるもの（水、お茶、スポーツドリンク）のみ、補助金の対象です。

上記（）内であっても、水分補給よりも嗜好品の意味合いが強い飲料（例：紅茶等のうち無糖ストレートティー以外のもの、抹茶、炭酸のスポーツドリンク）は、補助金の対象外です。

また、塩飴や塩タブレット、梅干し、漬物等の食品は、熱中症対策の意図であっても、食品・菓子類であるため補助金の対象外です。

Q21. 自動販売機で購入した飲み物は、補助金の対象になりますか？

A21.  なります。ただし、『3つの活動』に該当する活動の中で、水分補給だと認められるもの（Q20参照）に限ります。

活動日・活動内容・参加人数、購入品名・個数・金額と、会長名を記載した出金伝票を作成してください。

Q22. 料理教室の食材費は、補助金の対象になりますか？

A22.  なります。

料理教室は「社会奉仕（2）」に該当する活動であり、教材として食材を要することから、Q20と区別し、補助金の対象です。

なお同様に、「社会奉仕（2）」に該当する茶道を行った場合の抹茶購入費も、Q20と区別し、補助金の対象です。

### Q 2 3. 郵便料は、補助金の対象になりますか？

A 2 3. ○ なります。

クラブ運営に関する通知を会員へ郵送した場合や、補助金等申請書類を市へ郵送した場合等の切手やはがき代は、補助金の対象です。

#### 【 保険料について 】

### Q 2 4. 保険料は、補助金の対象になりますか？

A 2 4. △ 原則なりません。ただし例外の保険があります。

例外の保険（いずれも長生クラブの団体単位で加入）

- クラブ活動中の、長生クラブ会員以外への対人・対物事故を補償するための損害保険料（老人クラブ賠償責任保険）
- ボランティア活動中の事故を補償するもので、ボランティア活動の都度加入する損害保険料

上記2つの損害保険料は、県の基準により、補助金の対象です。  
詳しくはお問合せください。

#### 【 会場使用料・借料について 】

### Q 2 5. カラオケ教室実施のための会場レンタル料は、補助金の対象になりますか？

A 2 5. ○ なります。

会場（部屋）使用料は補助金の対象です。

同時に飲食料（補助金の対象外）がかかった場合は、飲食料と会場使用料を分けた領収書をもらうか、内訳がかわる領収書を添付してください。

### Q 2 6. 集会所の借料(会場使用料、光熱水費)を複数回分まとめて支払いました。補助金の対象になりますか？

A 26. ○ なります。

領収証に内訳がない場合は、使用日と回数の内訳を余白に明記してください。ただし、前年度・次年度の利用分の支払いは、今年度の補助金の対象外です。

【 その他 】

Q 27. 市長生クラブ連合会・各地区長生クラブ連合会への分担金は、補助金の対象になりますか？

A 27. ✕ ありません。

上部組織への負担金・分担金・納付金・会費等は、国・県の基準により補助金の対象外です。併せて、『3つの活動』に該当せず、また他団体への支出となることから、補助金の対象外です。

Q 28. 同一事業を、長生クラブとお達者倶楽部両方の補助金に申請できますか？

A 28. ✕ できません。

同一事業や経費を、各補助金にそれぞれ申請することはできません。異なる団体名称を使用する等して意図的に不正申請を行ったことが発覚した場合、罰則の対象になる可能性があります。絶対にやめてください。



---

所沢市役所  
高齢者支援課  
TEL:04-2998-9120

---